

# 行政書士試験40字記述式対策

民法編

サンプル

09年版

過去問検証

【平成18年度】民法 - 債権（手付）

問題 45

売買契約において買主が売主に解約手付を交付した場合、このことによって、買主は、どのような要件のもとであれば、売買契約を解除することができるか。40字程度で記述しなさい。


解説

民法557条 [手付] の条文に即した解答を求めている問題です。行政書士試験のテキストでも必ずと言っていいほど触れられている論点であり、難易度としては標準（やや易）レベルです。

手付が交付されている売買契約において、買主から手付解除する場合の要件は、

- ( ) 売主が履行に着手していないこと
- ( ) 手付を放棄すること

以上の2点です。

( ) については当事者双方（つまり売主と買主）についての要件ですが、( ) は買主に関する要件であり、もし売主から解除する場合には、「手付の倍額を償還」してからでなければ解除できません。

この売主から解除する場合における要件については、今後の出題に備えて押さえておきたいところです。

解答例

相手方が履行に着手する前に、手付を放棄して、契約解除の意思表示をする。

【平成18年度】民法 - 物権（物上代位）

問題 46

AはBに対して3000万円の貸金債権を有しており、この債権を被担保債権としてB所有の建物に抵当権の設定を受けた。ところが、この建物は、抵当権設定後、Cの放火により焼失してしまった。BがCに対して損害賠償の請求ができる場合に、Aは、どのような要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができるか。40字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

担保物権の性質の一つ、「物上代位性」に関する問題です。抵当権において重要な論点の一つであり、難易度としては標準レベルです。

担保物権の性質には、「付従性」「随伴性」「不可分性」そして「物上代位性」の4つがテキストで紹介されているはずです。必ず確認してください。

また、「抵当権」とは目的物の交換価値を把握して優先弁済を受ける権利です。そして、その目的物が「変形」してしまった場合には、その変形物からも優先弁済を受けることができるのが物上代位性です。

ただし、優先弁済を受けるためには、変形物（特に金銭）が抵当権設定者に払い渡されて、その一般財産に混入してしまうと交換価値の特定ができなくなるので、その前に差押えなければならない（民法372条、304条）のです。

解答例

CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差押えなければならない。

【平成 19 年度】民法 - 債権（不法行為）

問題 45

A は、飼っている大型のドーベルマンを、鎖を外したまま連れて散歩に出ていたが、この犬が歩行者 B を見かけて走って行き、襲いかかってしまった。そこで、あわてて B は近くの C 宅敷地に飛び込み、自転車や植木鉢を壊してしまった。この場合、C に対する損害賠償責任を B が負わないためには、どのような要件を満たす必要があるか。40 字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

民法 720 条[正当防衛]に関する条文知識を問う問題です。『正当防衛』という言葉は知っていても、行政書士試験で出題されることを想定していた受験生は少ないと思われ、難易度としてはやや難レベルです。

720 条の条文によれば、正当防衛が認められるための要件は、

- ( ) 他人の不法行為に対し
- ( ) 自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため
- ( ) やむを得ず
- ( ) 加害行為をしたこと

以上の 4 点です。

解答としては、事例に即して上記の要件を 40 字にまとめなければなりません。

解答例

B が A の不法行為から、自己の身体を防衛するため、やむを得ず C の財産を毀損したこと。

例題・解説・解答例

【民法 総則】(成年被後見人の法律行為)

例題 1

民法 9 条によれば、成年被後見人の行なった法律行為については、原則として取消することができる  
と規定されているが、例外的に、たとえ成年被後見人が行った行為でも取消することができない行為に  
ついては、併せて規定されている。取消することができない行為について 40 字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

民法 9 条[成年被後見人の法律行為]に関する条文知識を記述させる問題です。民法の記述式は、各  
条文を「原則」と「例外」、「要件」と「その効果」という視点で捉えた時に、「例外」や「要件」を  
記述させる傾向があります。

択一式の過去問に取り組んだとき、その関連条文を六法で参照したときは、ぜひ「原則」と「例外」、  
「要件」と「効果」という視点を意識していただきたいと思います。

この例題に関しては 9 条の「例外」規定を記述することを求めています。

9 条

成年被後見人の法律行為は、取消することができ。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行  
為については、この限りでない。

解答は、この条文の後半部分を、ほぼそのまま記述します。

解答例

日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取消することができない。

【民法 総則】(意思表示 - 心裡留保)

例題 4

A は B に対し「自動車を譲る」と真意でなく言ってしまったとき、どのような要件のもとであれば、A が B へ自動車を譲り渡す義務を免れることができるか。40 字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

『真意でなく』・・・という文言から、民法 93 条[心裡留保]に関する条文知識を問う例題であることに気づいていただきたいところです。

民法の 93 条～ 96 条は「意思表示」についての最重要条文が並んでいます。繰り返し条文と判例を読み込んでいただきたいと思います。

- 93 条・・・心裡留保
- 94 条・・・虚偽表示
- 95 条・・・錯誤
- 96 条・・・詐欺又は強迫

この例題は 93 条の但書の部分に関して記述させる問題です。

解答例

B が A の真意を知り、又は知ることができたときは、A の意思表示は無効となり義務を免れる。

【民法 物権】(即時取得)

例題 18

A は、B から B 所有の壺を預かっていたが、この壺を自己のものであると偽って善意無過失の C へ売却した。しかし、A が売却後は、C のために壺を預かり続けることになった場合、判例は、どのような理由でどのように結論づけているか。40 字程度で記述しなさい。

										10						15

解 説

即時取得の成立要件について、最大のポイントは「占有改定」による即時取得が認められていない点です。学説上は認めるとする説もあるようですが、行政書士試験では関係ありません。

ちなみに認められていない理由は、外観上動産の動きが確認できない点にあるようです。占有改定が、あくまで当事者同士の口頭でのやりとりに終始し、動産の実際の移動を伴わないからです。

当然のことながら重要な論点である即時取得の成立要件すべてをテキストで確認しておきましょう。

解答例

占有改定による即時取得は認められていないため、C は壺の占有権を取得できない。

【民法 債権】(履行遅滞による解除権)

例題 26

解除権の行使については、民法540条に規定されており、解除権を有する当事者が相手方に意思表示をすることで足りるとする。それに続く541条によれば、履行遅滞による解除権を行使するには、ある要件を満たさなければ解除権を行使することができない。その要件について40字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

履行遅滞とは、債務者が、債務を履行する準備が完了するのに十分な時間が経過し、しかも約した履行期が到来しているにも関わらず、債務者がその債務を履行しない状態をいいます。

一応債務の履行の意思がありそうなものの、債権者としてはいつまでも待ち続けるというのは苦痛です。

そこで債権者に債務者へ対する配慮をしつつ解除が可能にしているのが、541条の規定です。

解答例

債務者に対し、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは解除できる。



【民法 債権】( 検索の抗弁権 )

例題 30

A は、B から金銭を借受け、C が A の保証人となった。その後なかなか債務の返済をしない A に不満を抱いた B は、保証人 C に対して A の債務を返済するように通知してきた。

この場合において、保証人 C は債権者 A に対し、民法 453 条に基づく検索の抗弁権を行使したいと考えている。その抗弁権が可能となる要件について 40 字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

保証債務において認められている「検索の抗弁権」「催告の抗弁権」については、必ず条文で確認しておきましょう。また「分別の利益」について、どの場合には認められ、どの場合には認められないかも重要な論点であり、択一式で正誤を問われます。正確に押さえておきましょう。

解答例

C が、A に弁済の資力があり、かつそれに対する執行が容易であることを証明したとき。

【民法 債権】(売買)

例題 36

いす(不特定物)200脚の売買契約が成立し、買主Bはその引渡しを受けたが、数量が不足していた。民法の各規定によれば、いすの引渡しの際に、買主Bがその不足を知らなかったときは、売主Aに対して、Bは、催告した後に契約の解除を行なうことができる他、2つの請求権を有する。その2つの請求権とは何か40字程度で記述しなさい。

10

15


解 説

平成6年度問題30の肢4を参考に例題を作成してみました。

例題の状況は「不完全履行」です。完全履行を求めて催告をしたのちに契約を解除することもできますが、なんとか不足分を納品してもらっていすを購入した目的を達成したい場合、足りない分の代金を減額してもらおうなどの対応が可能です。

解答例

不足するいすの追完請求権の他、損害賠償請求権を行使することができる。

(不足するいすの完全履行請求権の他、代金減額請求権を行使することができる。)